

## 第1章 背景と目的

### 1. 景観とは

「景観」とは私たちが日々の生活の中で目にしている景色であり、山・川・海などの自然や、建物・道路・公園などのまちなみだけでなく、それらに歴史や文化、人々の生活、経済活動等が調和することにより形成されています。

また、景観は季節や気候などにより多彩な表情を醸し出すとともに、見る人の心情や価値観により変化することもあります。

良好な景観は、人々に潤いのある豊かな生活環境を享受させるだけでなく、その地域で生活する人々の愛着や誇りを育てるとともに、観光その他の地域間の交流を促すことにより地域社会の活性化にも大きく寄与しています。

#### 【参考：景観法における良好な景観（法第2条）】

（基本理念）

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。

5 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。

## 2. 景観を取り巻く状況

### 2-1. 景観法の制定

現在、私たちの生活環境は少子・超高齢化の進展など社会状況の変化により大きく変わろうとしています。これまでの都市の急速な発展に対応した効率性および機能性を重視したまちづくりから、地域の特性を生かしたまちづくりへと変化しており、まさに大きな転換期をむかえています。

こうした中、国は平成15年7月に、歴史や文化、風土などの地域の特性を重視し、美しい景観づくりの基本的な考え方や具体的な施策を示した「美しい国づくり政策大綱」を策定し、これに基づき平成16年6月に、景観に関する基本法である「景観法」を制定しました。

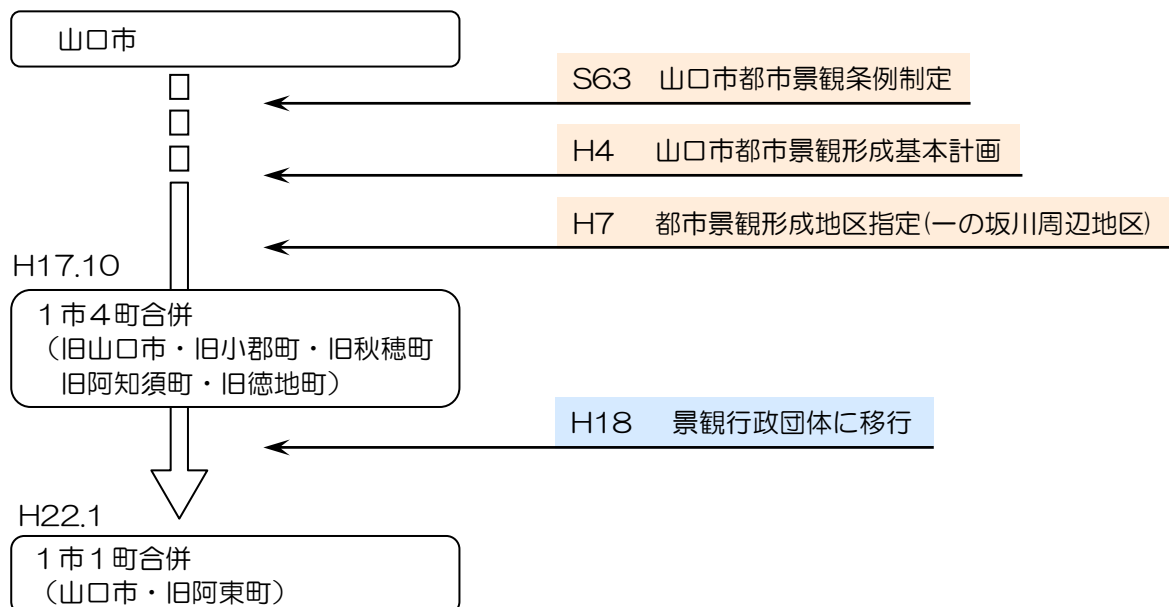
### 2-2. 山口市の取組み

本市の景観づくりの取組みは、古くは旧山口市において、昭和63年に「山口市都市景観条例」を制定し、この条例に基づく「山口市都市景観形成基本計画」を策定しました。さらに、平成7年には一の坂川を中心とした地区を「都市景観形成地区」に指定するなど、これまで優れた都市景観の保全と創造に努めてきました。

また、平成17年10月の1市4町(旧山口市・旧小郡町・旧秋穂町・旧阿知須町・旧徳地町)の合併を契機に、より積極的な景観行政を進めるため、平成18年5月に「景観法」に基づく「景観行政団体」へ移行しました。

その後、平成22年1月に1市1町(山口市・旧阿東町)の合併を経て、山間地から瀬戸内海沿岸まで南北58km、東西46km、面積1023.31 k㎡の広域な行政区域を有する市となり、これまで以上に多様な景観を有することとなりました。これらの景観は各地域で長い時間をかけて、守り・つくり・育んできたものであり、より良好な景観として次の世代へ継承してことが求められています。

#### ■山口市の景観行政のあゆみ



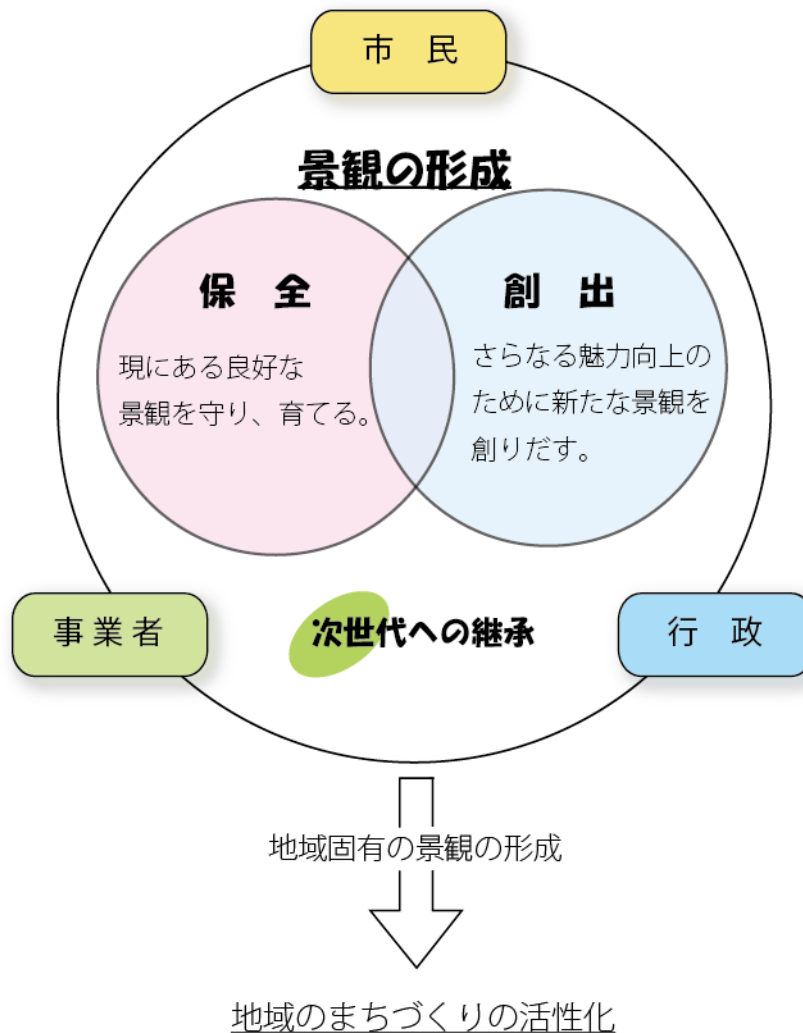
### 2-3. 景観形成の必要性

山口市は近年の合併に伴い、中国山地に属する山間地から瀬戸内海沿岸まで広域な行政区域を有することとなり、北部に広がる山なみや川、南部における田園風景や海などの豊かな自然のみならず、大内文化に代表される歴史や文化が薫るまちなみ、さらにはパークロードや維新百年記念公園などの県庁所在都市にふさわしい風格ある都市施設など、市内外に誇れる良好な景観が多く見られます。

これらの景観は地域の自然や歴史、文化と人々の生活や社会情勢が調和することで形成されており、現在および将来にわたる市民共有の資産であることから、現にある景観を保全するとともに、新たな景観の創出に積極的に取り組むことで次世代への継承を図り、地域固有の景観を生かしたまちづくりを進める必要があります。

また、このような景観形成(保全・創出)は人一人の力でなし得るものではなく、人々の生活の営みが時を重ねて育むものであることから、市民や事業者、行政が力を合わせて取り組んでいくことが必要です。

#### ■山口市の良好な景観形成に向けて



### 3. 山口市景観形成基本方針の位置づけ

#### 3-1. 策定の目的

山口市景観形成基本方針は、本市の景観特性の把握を図るとともに、景観づくりの基本的な方向性を示す景観形成のマスタープランとしての役割を担うものです。

また、景観形成における市民や事業者、行政の役割を明確にし、良好な景観形成に向けた取組みの検討を行い、その手がかり等を示すことによって、地域固有の景観形成に取り組み、地域のまちづくりの活性化を図ることを策定の目的とします。

#### 3-2. 位置づけ

山口市景観形成基本方針は、山口市総合計画における基本目標等を受け、山口市都市計画マスタープランや山口市観光交流基本計画等の上位・関連計画との整合を図るとともに、景観法に基づく景観計画の策定を考慮しつつ、以下のように位置づけることとします。

